

令和7年度武蔵野市環境浄化審議会 議事要旨

■日 時 令和7年11月5日（水）午後6時00分から午後7時30分まで

■場 所 本町コミュニティセンター 3階 第1会議室

■出席者 13名

【審議会委員】7名（小田会長、川鍋副会長、寺岡委員、鈴木委員、塚本委員、大久保委員、水谷委員）

【事務局職員】5名（稻葉防災安全部長、三浦安全対策課長、和田係長、市川担当係長、佐藤主事）

■次 第

1 開会

2 市長挨拶

3 委員紹介

4 会長の選出

5 事務局からの報告

(1) 環境浄化特別推進地区及び勧誘行為等適正化特定地区の現況、ブルーキャップによる指導・警告等の状況について

(2) 「環境浄化特別強化期間」実施事業の検討について

(3) 武蔵野市旅館業者等の責務に関する条例の一部改正について

6 現地視察

（環境浄化特別推進地区（吉祥寺本町1丁目）、吉祥寺駅南口地域、コピス周辺（吉祥寺本町2丁目））

7 意見交換

■議事要旨

1 開会

2 市長挨拶

・皆さんこんばんは。今日は令和7年度の武蔵野市環境浄化審議会にお集まりいただきありがとうございます。

・私は、かつてこの地域の学区域に通っていた頃、ちょうどその時期にデパートができたのを覚えている。その後、道路整備が進み、吉祥寺全体としては非常に良いまちになった一方で、近鉄裏周辺は、大変な繁華街となった。私自身や友人たちもこの地域に住んでいたが、次々と引っ越していくかざるを得ず、本当に寂しい思いをした。

・その後、市民の皆様、武蔵野市議会、そして関係機関の皆様と一致団結して環境浄化を進めていただき、本当にあと一歩というところまで来ているように思っている。

- ・私も市長に当選させていただき、この最後の仕上げをぜひ私の代で行いたい、終わらせたいという思いで進めている。後ほど皆様方にご審議いただく資料の中に、「環境浄化特別強化期間」というものがあるが、来年度から令和8年、9年、10年を特別強化期間に指定して、3年間で当地域の環境浄化を実現させたいと考えている。
- ・本町コミュニティセンターがいよいよ移転することになり、このコミセンが移転すると同時に、複合施設として整備する予定で、その施設には、武蔵境で大変人気のある中・高生向けの居場所「青少年フロア」のミニ版、約半分程度の面積のものを複合施設として導入することを予定している。また、現在ブルーキャップがこの辺りで巡回しているが、このブルーキャップの詰所もこの複合施設の中にしっかりと位置付け、連携を強化して見回り活動ができるようにすることを考えている。
- ・期待がかかる一方、片や客引きがいるエリアということで、地域から心配など様々なご意見をいただいている。
- ・「環境浄化特別強化期間」は、来年度からの本格実施を目指しているが、補正予算でこのたびブルーキャップの増員を行うこととした。
- ・先日武蔵野警察に伺い、「環境浄化特別強化期間」についてご賛同いただいた。
- ・来年度は、警察や関係課からご指導いただいた方針に基づき、まずは「まちを明るくしよう」という基本方針で進める。照明設備を増やし照度を上げるなど、そういったところから始めていこうということで進めている。少しずつではありますが、しっかりと予算も確保しながら、8年、9年、10年のこの3カ年をかけて最後の仕上げを行いたいと考えている。
- ・そのような意味でも、これから環境浄化審議委員会の皆様方のご審議は大変重要になってくると考えている。どうぞよろしくお願ひいたします。

3 委員紹介

4 会長の選出

－委員互選により、会長に小田委員を選出－

5 事務局からの報告

(1) 環境浄化特別推進地区及び勧誘行為等適正化特定地区の現況、ブルーキャップによる指導・警告等の状況について

- ・ブルーキャップは吉祥寺駅周辺の勧誘行為の特定地区において、客引き行為やつきまとい行為などに対して、指導・警告などを行っている。例えば、違反をしそうな者、例えば路上を歩いている人に声をかけようとして近づく行為や敷地内から離れて客待ちをしている状況があるような状況に対して、「下がりなさい」とか、条例についてのルールを守ってくださいというような形で、口頭での注意を行っている。
- ・次に、公共の場所、路上において客引き行為やスカウト行為、つきまとい行為が、一定程度の距離以上つきまとった場合は、初めて違反したということになり、指導という形で対応する。指導は、ブルーキャップで呼び出し状というものを違反者に交付するもので、後日、指定された日時場所に呼び出しをして、

口頭での指導を行っている。

- ・1度指導をされた者が、再び吉祥寺駅周辺の勧誘行為の特定地区内において、同じ客引き行為などの違反行為を行った場合、次は警告になる。この場合にも、呼び出し状を交付して、指定された日時場所に呼び出しを行い、警告書を相手方にお渡しする。警告を一定の回数受けた者に対しては、勧告ということで、安全対策課で勧告書をお渡しする。勧告を破ると、今後、住所氏名などの公表という形になる。これが現在のブルーキャップの指導警告など違反者に対する措置の流れとなる。
- ・ブルーキャップによる口頭注意件数は、令和5年度1年間における件数が5,422件、令和6年度については、前年度の倍以上の13,466件となっている。本年は、9月末の時点で、9,251件という数値になっており、これは令和6年度の同時点の数値に比べると、かなり増えている。
- ・一見して、治安状況が悪いのではないか、あるいは悪質な客引きが多いのではないかと思われがちだが、現在の委託業者が受託して3年目となり、まちの状況も分かってきたということで、やり方をいろいろ工夫した結果が、現在のこの数値になっているところである。
- ・指導警告の状況について、令和5年度については、指導がゼロ件、警告は53件だった。令和6年度は指導警告に力を入れて行うということで、指導が15件、警告が1件となっており、勧告も1件行っている。本年度は、すでに過去2年の実績数を大きく上回る状況で指導が22件、警告が5件という形になっている。
- ・現在、客引き対策、スカウト対策に力を入れている状況で、今後も、我々もブルーキャップと頑張って、何とかこのまちを良くしていきたいというところであります。皆様のご協力、またご指導のほどをよろしくお願いをいたします。

(2) 「環境浄化特別強化期間」実施事業の検討について

- ・資料4の「環境浄化特別強化期間」について、地図上のピンク色の四角が本町コミセンの位置だが、コミセンの3階に中高生の居場所等を複合化し、地図上の赤の場所に移転し、令和11年3月の完成を予定している。
- ・しかし、一部の地域の皆様からは、客引きもいる地区に中高生の居場所を入れることについて心配の声を一部いただいておりそのため、青色で囲われている区域を対象区域として、令和8年から令和10年度までの3年間を「環境浄化特別強化期間」と定め、環境浄化に取り組むこととした。
- ・目標を「安心して歩けるまちづくり」とし、以下の3つを掲げている。
 - ①客引きが道路上にいない状態にする。
 - ②路上喫煙者が道路上にいない状態にする。
 - ③迷惑駐車をなくす。

取り組み内容として、(ア)客引き対策としては①ブルーキャップのパトロール強化とパトロール隊の増員、②青色パトロールカーの対象区域での運行及び外部スピーカーを活用した指導、③新たな街頭防犯カメラの設置。

(イ)路上喫煙対策として、喫煙所の利用時間の延長。現在、移転予定施設の赤い部分のところに喫煙トレーラーハウスが設置されているが、その稼働時間を、現在の午後11時のところを午前1時まで延長することを予定している。

(ウ)迷惑駐車対策は、青色の区域の南側、中央線沿いの迷惑駐車対策とし

て、まず初めに駐車車両の実態調査を行い、状況を把握した後、対策を行う。

(3) 武蔵野市旅館業者等の責務に関する条例の一部改正について

- ・旅館業者等の責務に関する条例の一部改正について、昨年度の11月18日に、審議会の方でもお諮りさせていただいた事項になるが、武蔵野市で独自に持っている旅館業者の責務等に関する条例について、一部改正をするということで、まちの皆様や市民の皆様のご意見をいただきながら、資料5のようないくつも改正をし、令和7年7月1日に、条例および施行規則とともに施行した。
- ・条例改正の理由については、資料1に記載されているとおり、主には令和3年及び令和5年に市議会への陳情が上がり、議会の審議等の中で、イーストエリアだけではなく、いろいろな業種がある中で、特にこの旅館業の部分について、市の方として課題ととらえ、今回この一部改正を行ったものである。
- ・主な改正内容は、改正の目的の1つが、一条の目的というこの条例の目的を謳っているところなのですが、こちらに、この旅館業の責務の条例というものが「環境浄化に関する条例の理念に基づくものである」ということを明確にしたところである。もともと、そのような意味は含まれているという中でこの条例を作ったのですが、明文として現れていなかったため、こちらを追加した。
- ・2ページ目の(4)のところですが、今回もう1つの改正の目的として、旅館業を営む施設の外観等の基準というものをこの条例の中になかったので、こちらを追加するという形で改正を行った。具体的には、第5条の(2)のところで、屋外の装飾についての基準は記載されていたが、これに加え、広告物及び外観について、さらに市長が別に定める基準により、周辺の環境と調和させるように努めるというような形で、条例の改正を行った。
- ・また、(5)の「説明会の開催」ですが、こちらは旅館業のこの条例の目的として、1つは旅館業者の営業を阻むものではないということを謳っているが、そのためには市民および周辺の皆様のご理解を受けてくださいというところが条例の目的でもありますので、説明会の開催について明確に、建築及び営業というところで、必ず建築を伴うものについては建築について1回、営業について1回、それぞれの説明会を行ってくださいということを条例上で定めたものである。
- ・参考として、条例の施行規則の一部を抜粋し、第5条で追加した具体的にその市長が定めるという基準をこちらに記載し、内容については条例施行規則の第4条の方で定めた。

6 現地視察

－環境浄化特別推進地区（吉祥寺本町1丁目）、吉祥寺駅南口地域、コピス周辺（吉祥寺本町2丁目）－

7 意見交換

【A委員】

ご報告ありがとうございました。幾つか質問させていただきたいが、数字の増加が見られるということだが、まだ問題があるような状況なのか、概ね良好ということなのか、現状はどうか。

【事務局】

ブルーキャップがいる時は、路上に出ず客引き行為を行わないが、いない時に声掛けするなど、まだ課題はあるというのが現状である。

【A委員】

ここで警告したということだが、個人に対してだけではなく、お店の方にも指導・警告をやっているのか。

【事務局】

条例上は店舗に対して警告等が可能である。しかし、現状ではフリーの客引きが多く店舗までたどり着いていないこと、従業員の違反対応とは異なり、店舗に対する指導・警告については条件があるため、個人と店舗の関係性等の調査も含め、慎重に行いたいと考えている。

【A委員】

極めて悪質性のあるケースがあったら、武藏野警察と協議し対策を推進することも1つの方法だと思う。

【事務局】

法律違反に該当するような極めて悪質なケースがあれば、警察との連携が必要だと考える。

【B委員】

「近鉄裏」と呼ばれていた時代から大きく変わり、ビルがオープン化して明るくなり、違法な客引きなども減少するなど、地域全体が改善されてきているが、本町1丁目17番街区のL字エリアは昼間でも通り抜けができない怪しい雰囲気が残っており、私有地の存在により対策が難しく、特に路上禁煙地区にもかかわらず喫煙被害が深刻である。この1か所が地域全体の足を引っ張る「核」になってしまいう可能性があるため、私有地という制約をクリアする新たな解決策を模索する必要がある。

【A委員】

再開発やまちづくりにより、耐震問題や環境問題を解決することが最も効果的であり、専門家の意見を踏まえながら検討する必要がある。

【B委員】

L字エリアに関しては、ビルの開口部のない壁面に面して暗くなる問題に対し、光沢のあるガラスの使用やオープンな設計、街灯の設置など、明るさと開放感を出すための工夫が望まれている。塾の子どもたちも集まるエリアであり、禁煙区域での喫煙や不適切な利用に対する対策・注意の実行可能性について、懸念が残っている。

【C委員】

喫煙者が依然として多く存在する中で、喫煙専用エリアの設置など景観や利便性を考慮した対策が必要とされている。情報不足により喫煙対策の認知が不十分であることが課題であり、喫煙者が多い場所に、喫煙者を喫煙トレーラーに導くようなサイン（表示板）を設置すると効果があるのではないか。

【D委員】

南口は比較的落ち着いた雰囲気を保っており、バスが減る夜間8時以降に人が増える傾向がある。店舗前の客引きは、電車利用客や店舗を探している人への無差別な声掛けをしない配慮がされており、商業利用と往来の秩序が比較的良好に保たれている。

【事務局】

引き続き改善を進めることとし、L字エリアを含む課題については、対応を検討していく。資料4の内容に基づき、4月から新年度施策がスタートし、ブルーキャップは12月から2名増員となる。歴史的には大きく改善してきており、現在は「あと一歩」の段階にあるため、今後3年間でしっかり進める覚悟で取り組みを開始する。

【小田会長】

それでは他にご意見がないようでしたら、議題としては以上にさせていただけたいと思います。それでは、これをもちまして、武藏野市環境浄化審議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。